

農用地利用集積等促進計画

農地 番号	土地の表示				登記 地目	現況 地目	内容	登記面積 (㎡)	取扱面積 (㎡)	地権者が機構に設定する権利				機構が耕作者に設定する権利				借受経営体の 名称	経営体 の区分 (注1)	添付書 類省略 の区分 (注2)	契約の状況			地域計画 の地区	契約 区分 (注3)	備考		
	市町村	大字	字	地番						始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	始期	終期	年数 (年)				賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	新規				更新	付替
1	伯耆町	岩屋谷	中峯	1395	田	田	キャベツ	916.00	916.00	R6.3.1	R11.2.28	5年	3,000	2,748	R6.3.1	R11.2.28	5年	3,000	2,748	川上 美穂	②	A		○		幡郷	1	
2	伯耆町	岩屋谷	中峯	1396	田	田	キャベツ	1,146.00	1,146.00	R6.3.1	R11.2.28	5年	3,000	3,438	R6.3.1	R11.2.28	5年	3,000	3,438	川上 美穂	②	A		○		幡郷	1	
3	伯耆町	岩屋谷	中峯	1397	畑	畑	キャベツ	516.00	516.00	R6.3.1	R11.2.28	5年	3,000	1,548	R6.3.1	R11.2.28	5年	3,000	1,548	川上 美穂	②	A		○		幡郷	1	
4	伯耆町	坂長	岩屋ヶ成ル	2611	田	田	キャベツ	1,901.00	1,901.00	R6.3.1	R11.2.28	5年	3,000	5,703	R6.3.1	R11.2.28	5年	3,000	5,703	川上 美穂	②	A		○		幡郷	1	
5	伯耆町	荘	妻ノ木原	917-1	田	田	水稲	2,389.00	2,389.00	R6.3.1	R9.2.28	3年	玄米 30kg/筆	玄米30kg	R6.3.1	R9.2.28	3年	玄米 30kg/筆	玄米30kg	瀬川 聡	③			○		溝口	1	
6	伯耆町	大殿	塚ヶ坪	2379	田	田	水稲	2,863.00	2,863.00	R6.3.1	R16.2.28	10年	5,000	14,315	R6.3.1	R16.2.28	10年	5,000	14,315	長谷川光昭	①			○		幡郷	1	
7	伯耆町	荘	大水口	1479-1	田	田	水稲	1,711.00	1,711.00	R6.3.1	R9.2.28	3年	0	0	R6.3.1	R9.2.28	3年	0	0	瀬川 聡	③			○		溝口	1	
8	伯耆町	荘	大水口	1479-2	田	田	水稲	500.00	500.00	R6.3.1	R9.2.28	3年	0	0	R6.3.1	R9.2.28	3年	0	0	瀬川 聡	③			○		溝口	1	
9	伯耆町	荘	古宮ノ上エ	1515-1	田	田	水稲	689.00	689.00	R6.3.1	R9.2.28	3年	0	0	R6.3.1	R9.2.28	3年	0	0	瀬川 聡	③			○		溝口	1	
10	伯耆町	荘	大水口	1480	田	田	水稲	966.00	966.00	R6.3.1	R9.2.28	3年	0	0	R6.3.1	R9.2.28	3年	0	0	瀬川 聡	③			○		溝口	1	
11	伯耆町	荘	大水口	1482-1	田	田	水稲	1,092.00	1,092.00	R6.3.1	R9.2.28	3年	0	0	R6.3.1	R9.2.28	3年	0	0	瀬川 聡	③			○		溝口	1	
12	伯耆町	荘	古宮ノ上エ	1509	田	田	水稲	1,054.00	1,054.00	R6.3.1	R9.2.28	3年	0	0	R6.3.1	R9.2.28	3年	0	0	瀬川 聡	③			○		溝口	1	
13	伯耆町	荘	古宮ノ上エ	1510	田	田	水稲	2,077.00	2,077.00	R6.3.1	R9.2.28	3年	0	0	R6.3.1	R9.2.28	3年	0	0	瀬川 聡	③			○		溝口	1	
14	伯耆町	荘	古宮ノ上エ	1516-1	田	田	水稲	1,861.00	1,861.00	R6.3.1	R9.2.28	3年	0	0	R6.3.1	R9.2.28	3年	0	0	瀬川 聡	③			○		溝口	1	

○注記ごとに該当する記号を記載

注1 ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③基本構想水準到達者 ④地域計画に位置付けられた経営体 ⑤今後育成すべき農業者 ⑥その他

注2 A 同じ経営体と同じ農地を耕作する場合。 B 法人で経営体制に変更がない場合。 C 農地所有適格法人の場合。

注3 ①貸借受が同時に行われる場合。 ②機構が地権者から借入れのみを行う場合。 ③既に機構が借入れした農地を貸付ける場合。 ④軽微変更の場合。